「ねんきん定期便」の保険料納付額の表示誤りについて

~平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の保険料納付額に一部誤りがありました~

【参考例:封書版 ※ハガキ版でお送りしている方は、最近の月別状況のみお知らせしています。】

年度		種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		作里 刀リ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	※ブランク(空白) となって この額が誤っています。													
平成15年	標準報酬月額標準賞与額		408,000	08,000	408,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	407,000	407,000	407,000	407,000
(公共)		·除料納付額	42,228	42,228	108,270	42,673	42,673	42,673	42,673	42,673	99,987	42,207	42,207	42,207
平成16年		標準報酬月額 標準賞与額	407,000	407,000	407,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000
(公共)		·除料納付額	42,207	42,207	103,851	42,621	42,621	42,621	42,621	34,447	104,792	34,447	34,447	34,447
		(1)							<u>(2</u>			•	

①平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料納付額が表示されている方について 平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料率について、『81/1,000』で保険料納付額を算出すべきとするところ、

平成15年3月までの保険料率である『103.5/1,000』で保険料納付額を算出したため、本来の額より大きい金額を表示していました。また、平成15年3月以前の地方公共団体の長の期間に関する保険料率についても、誤り(右表参照)がありました。

上記により保険料納付額の累計額も誤っております。

ĺ	〇地方公共団体の長の期間に関する保険料率誤りの内容										
	保険料率が誤っていた期間	正しい保険料	誤った保険料								
	平成元年12月~平成6年11月	91.5/1,000	70.4/1,000								
	平成6年12月~平成8年11月	103/1,000	79.2/1,000								
	平成8年12月~平成15年3月	108/1,000	82.8/,1000								

②平成15年4月以降の標準賞与額が表示されている方について

平成15年4月以降の標準賞与額に係る保険料納付額を算出する場合、計算の基礎となる標準賞与額は千円未満の額を切り捨てて、保険料納付額を算出するべきところ、千円未満の額を切り捨てないままの標準賞与額を用いて保険料納付額を算出したため、本来の額より大きい金額を表示しており、そのため保険料納付額の累計額も誤っております。

関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

問い合わせ先: 栃木県市町村職員共済組合 年金課 TEL 028-615-7817

「ねんきん定期便」の標準報酬月額の表示誤りについて

平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の標準報酬月額の標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額の表示に一部誤りがありました。

○参考例: H12.8.1~H12.12.31の報酬月額が500,000円、H13.1.1~H13.3.31の報酬月額が510,000円の場合

封書版 ※ハガキ版でお送りしている方は、最近の月別状況のみお知らせしています。

		種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			47	У Д	ОЛ	/ /7	0/1	-3.C	ТОЛ	ווח	127	יה	4 7	<u> </u>
	※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に対 誤った表示 ます。なお、国民年金に加入している月の 場合も、同様にブランクで示されますので、〇 - 3 の ひせてご確認ください。													
平成12年	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額		460,000	460,000	460,000	460,000	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	496,000	496,000	496,000
(公共)			47,610	47,610	920,000 52,210	47,610	48,852	48,852	48,852	48,852	944,000 53,572	51,336	51,336	51,336
正しい表示														
平成12年	標準	基報酬月額	460,000	460,000	460,000	460,000	472,000	472,000	496,000	496,000	496,000	496,000	496,000	496,000
(公共)	標	準賞与額 食料納付額	47,610	47,610	920,000 52,210	47,610	48,852	48,852	51,336	51,336	992,000 56,296	51,336	51,336	51,336

標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額は、右表のとおり、期間ごとに定まっています。

標準報酬月額は、ある月の報酬月額が、該当する期間における標準報酬月額の最高限度額を超えていたとしても、その月の最高限度額が標準報酬月額となり、その額を表示すべきところですが、今回、次の①及び②に該当する者の標準報酬月額の表示に誤りがありました。

- ①同じ標準報酬月額の期間が右表の期間区分をまたぐ方
- ②上記①の標準報酬月額が、またがっている各期間区分の最高限度額を上回っている、 または最低限度額を下回る方
- ⇒上記①及び②のいずれにも該当する方の標準報酬月額は、右表期間ごとに最高限度額又は最低限度額が切り替わっていても、切り替わる前の最高限度額または最低限度額が表示されています。

関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

問い合わせ先: 栃木県市町村職員共済組合 年金課 TEL 028-615-7817

○標準報酬月額の最高限度額と最低限度額について

(単位:円) ・般職の職員の 特別職の 標準報酬月額 最高限度額 最高限度額 期間区分 (最低限度額) (最低限度額) S56, 4, 1~S57, 3, 31 420,000 S57. 4. 1~S59. 3. 31 440,000 S59. 4. 1~S60. 3. 31 450,000 S60. 4. 1~S61. 3. 31 460,000 376,000 470,000 S61. 4. 1~H1. 12. 31 (55,000)(68,000)424,000 530,000 H2. 1. 1~H6. 11. 30 (64,000)(80,000)472,000 590,000 H6. 12. 1∼H12. 9. 30 (74,000)(92,000)496,000 620,000 H12. 10. 1 \sim H27. 9. 30 (79,000)(98,000)